

地域福祉計画策定 WG

担当課における地域福祉施策の現状に関するアンケート

下記①～③の各項目について、各課において把握している「すべきであるができていないこと」を箇条書きで記載してください。各項目との関連付けが難しい回答内容である場合は、最後の回答枠に記載してください。

※①～③は、地域福祉計画策定について定めた社会福祉法 107 条 1 項 1 号～5 号の内容です。

- ・記載したそれぞれについて、各課における該当（又は関連）の事業名を明記してください。
（できるだけ市民向け冊子等による表記に合わせてください）
- ・課題、問題点等として認識しているものがあれば、併記してください。
- ・回答枠の高さは、適宜変更いただいて構いません。改ページ、体裁は自由です。
- ・回答がない項目は空欄で構いません。

回答課	長寿包括ケア課
-----	---------

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none">・福祉の専門の相談員が常駐する相談センターの設置・福祉サービス、医療機関、地域住民団体等の情報を一元化したポータルサイトの開設
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・福祉の専門の相談員が常駐する相談センターの設置・利用者調査に基づくサービスの改善
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・民間の新規事業や改善事業への支援・他地域の成功事例を参考にするための地域間での連携強化・福祉関係でない企業に対する薄くて長期的な金銭的支援の要請

<p>④ 地域福祉に関する活動への<u>住民参加の促進</u>に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動を牽引するリーダーを育成するためのプログラムの実施
<p>⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が<u>包括的に提供される体制の整備</u>に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の専門の相談員が常駐する相談センターの設置
<p>①～⑤との関連付けが難しい内容、横断的な内容など</p>	